大阪府災害時等動物救護本部設置要領

（目的）

第１条　この要領は、大規模地震等の災害等が発生した際、大阪府災害時等動物救護対策要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき大阪府災害時等動物救護本部（以下「動物救護本部」という。）を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条　被災動物の救護に関する事務で、要綱第5条に定められた事務を行う。

（構成団体）

第3条　動物救護本部は、次の団体をもって構成する。

(1) 大阪府

(2) 大阪市

(3) 堺市

1. 豊中市
2. 高槻市
3. 枚方市
4. 東大阪市
5. 八尾市
6. 寝屋川市
7. 吹田市
8. 公益社団法人大阪府獣医師会
9. 公益社団法人大阪市獣医師会
10. 公益社団法人日本動物福祉協会南大阪支部
11. 大阪府愛玩動物協会

2　円滑な救護活動を実施するため、必要に応じて被災地の市町村に動物救護本部に参画を要請する。

（役員等）

第4条　動物救護本部に次の役員を置く。

(1) 本部長

(2) 副本部長

(3) 委員

(4) 監事

2　本部長は、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長をもって充てる。

3　副本部長は2名とし、本部長が本部会議の委員の中から指名する。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、予め指名された副本部長がその職務を代行する。

4　本部長を除く役員等は、前条の各構成団体から必要と思われる人数を選出する。

5　監事は2名とし、動物救護本部を構成する団体にかかわらず、本部長が別に指名または委嘱する。監事は、動物救護本部が行う事務及び予算の執行状況について監査を行う。

（本部会議）

第5条　動物救護本部の活動内容等について協議を行うため、本部会議を開催する。

2　本部会議は、本部長が召集する。

3　本部会議の議長は、本部長がこれに当たる。

4　本部長は、必要に応じ、委員及び前項の者以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（組織）

第6条　動物救護本部の組織として、次の各部を設置することができる。

(1) 総務部　動物救護本部の予算・決算、義援金等の受入・管理、他の機関・団体との連絡調整等

(2) 広報部　情報の把握、広報、相談窓口、報道機関への対応等

(3) 人材部　ボランティア等の受入れ、派遣調整等

(4) 施設部　動物救護施設等の資材調達、建設、管理運営等

(5) 物資部　餌・医薬品等物資の調達及び配布等

（事務局）

第7条　動物救護本部の事務を処理するために、事務局を大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課内に設置する。

（資産及び会計）

第8条　動物救護本部の運営及び活動経費は、義援金等によるものとする。

2　動物救護本部の収支決算は、活動終了後、速やかに本部長が作成し、監事の監査を受けるものとする。

（その他）

第9条　この要領に定めるものの他、動物救護本部の運営に必要な事項は、本部長が動物救護本部に諮って定める。

附則

この要領は、平成22年3月31日から施行する。

附則

この要領は、平成26年5 月19日から施行する。

附則

この要領は、平成26年9 月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年8月6日から施行する。

　附則

この要領は、令和元年9月17日から施行する。

　附則

この要領は、令和2年1月14日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月18日から施行する。

附則

この要領は、令和7年1月20日から施行する。